

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

2008
No.517 9

主な内容

p.3 ■トピックス

産学連携交流会開催、モデル組合決定

p.4 ■特集

外国人研修生受入事業に係る組合法の運用強化

p.6 ■視点

コンサルタントの目：食品産地偽装について

p.8 ■施策

平成20年度官公需の契約方針と上期の発注情報

p.10 ■組合Q&A

組合の文書（保存と廃棄）

p.13 ■ご案内

中央会は県内唯一の連携組織支援専門機関です

p.14 ■景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ

中小企業団体全国大会参加者募集

千葉県人口調査結果発表

千葉県は7月1日現在の人口調査結果を発表した。

これは、直近の国勢調査人口及び世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動状況により集計したもの。

それによると、人口総数は613万9千人（男306万7千人、女307万2千人）で、上位5市の人口は①千葉県94万5千人②船橋市59万人③松戸市48万人④市川市47万2千人⑤柏市39万1千人であった。

関フロ会長会議開催

7月17日、静岡市内のホテルにおいて、関東甲信越静岡ブロック中央会会長会議が開催された。

会議は、第60回中小企業団体全国大会提出議案の関東ブロックとしての要望を取りまとめるために開催されたもので、税制、労働、金融、商業・サービス業、組織、総合の6項目別に意見集約が行なわれた。

今後は、10月上旬に予定されて

いる全国中央会の専門部会で各ブロックから提出された要望をもとに、本大会への最終提出議案が決定される。

農工商等連携促進法施行される

7月21日、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」が施行された。

同法は、農林水産業と商業・工業等の産業間連携を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備し、業種の壁を越え、中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合に、農林水産省と経済産業省の両省が共同で支援するもの。

産学連携交流会開催

本会は千葉県異業種交流融合化協議会（本田周会長）、千葉商科大学キャリア教育センター（山本恭裕センター長）と共催で、7月25日、千葉商科大学において産学連携交流会を開催した。

交流会は①シェアークエスチャーナー・システム（Shared Questionnaire System）による情

報共有のデザインについて大学研究者のプレゼンテーション②地域と連携しての起業家教育と組織学習とネットワークについてのセミナー③全体交流会が行なわれた。また、本会の応援コーディネーターによるテール相談コーナーも設けられ、多くの中小企業者が参加した。

新連携・モノ作り中小企業全国フォーラム開催

中小企業基盤整備機構は8月5・6日の両日、東京国際フォーラムにおいて「新連携・モノ作り中小企業全国フォーラム」を開催した。フォーラムは、新連携支援制度創設4年目を迎えて、新連携事業を実施しようとする企業や支援機関に対して昨年度に認定された新連携事業計画を中心に周知し、新連携への取組を促進するために開催された。

内容は①「新連携」の成果と農工商連携への展開と題するトークセッション②中小企業が知っておきたい知的財産の活用方法③成果が挙がる新連携、最新事例の報告・勉強会④モノ作り・人作りフォーラム⑤日本が誇る全国500の中小企業が新商品・新サービス・先

端技術の展示等多彩で、多くの中小企業関係者が参加した。

モデル組合決定

本会は8月12日、本年度のモデル組合選考委員会を開催した。

モデル組合は、県内の小企業組合（構成員の4分の3以上が小企業者の組合）のうち、組合運営等で他の模範となる組合を指定し、モデル組合が実施する教育情報事業や成果普及事業に対して本会が助成を行なうもので、本年度は次の組合が指定された。

▼(企) 労協船橋事業団（杉本恵子理事長）、組合の事業概要は①介護保険にかかわる事業②高齢者及び障害者に対する介護サービス③弁当製造・配食にかかわる事業。

官公需確保対策地方推進会議開催

関東経済産業局は、8月19日、千葉県庁会議室において、「平成20年度官公需確保対策地方推進会議」を開催した。

これは、6月17日に閣議決定した「平成20年度中小企業者に関する国等の契約方針」を受けて、県

内の国、地方自治体の発注機関及び協同組合等の受注者が参加して、国からは契約方針について、県からは官公需確保施策について、本会からは官公需関連事業についての説明が行われた。官公需の契約方針については8頁参照。

検定を受けて組合士になろう

中小企業組合検定試験は、全国中央会が中小企業庁の後援を得て、組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を有するものに対し「中小企業組合士」の称号を与えるもので、現在全国の3559人が、それぞれの分野で活躍しております。

【試験日】平成20年12月7日(日)

【受験料】5000円

*一部科目免除者は3000円

【試験科目】「組合会計」、「組合制度」、「組合運営」の3科目

*本会では、中小企業組合検定試験受験者のための講習会を開催します。受講してみませんか。

◎詳細については

連携支援部経営支援グループ
Tel 043・242・3277

外国人研修生受入事業に係る中小企業等協同組合法の運用強化

外国人研修・技能実習制度については、近年、協同組合等を一次受入機関とする団体管理型の外国人研修生受入事業において多数の不適正な事例が発生していることから、このほど、入管法の所管官庁である法務省と組合法の所管官庁である中小企業庁が連携して組合法の運用強化等の取組を行なうことになった。以下はその概要。

外国人研修生受入制度の意義

外国人研修生とは、企業等で技術、技能又は知識を習得するために日本に來ている外国人のことで、その研修生を受け入れるための仕組みを外国人研修制度という。外国人研修生を受け入れるということは、日本の優れた技術を開発途上国へ技術移転するために貢献すること、産業版留学ともいわれている国際協力である。

研修は開発途上国の人に本国では修得することが困難な技術・技能を磨いてもらい、派遣国にその

技術を移転することが目的であるため、そのような供与するに値する技術・技能を持ち合わせていない企業が研修生をあたかも労働者として受け入れるようなことはできないし、研修生も日本で研修以外の目的、例えば報酬を目的とした稼働のために日本に在留するということもできない。

この研修の意義を受け入れ側、送り出し側、双方がしっかりと認識していないと後々トラブルの原因になることが多いので注意が必要。

大学の留学生在が一定のカリキュラムに沿って大学の教員から教育を受けるのと同じように、「産業版留学」ともいわれる外国人研修についても、優秀な指導員と整備された研修計画が求められる。

受け入れ企業は、職場を「留習」の場として提供し、途上国の技術者や技能者を育成することで、国際的に協力することが研修制度の目的であることをしっかりと受けとめて取り組むことが肝要。

また、日本の人材育成はOJTを重視しているため、研修と就労、外国人研修生と外国人労働者を混同しないよう十分な注意が必要。

研修とは、「入管法」で「本邦の公私の機関により受け入れられる技術、技能又は知識の習得をする活動」と定められており、非実務研修と実務研修に大別され、さらに、研修終了後、研修成果・在留状況等の評価を受けて技能実習に移行することも可能である。

①非実務研修 実務研修以外の研修で、具体的には研修の初期に行われる日本語研修、実務研修に必要な技術等の基本原理・技術等の研修、安全衛生教育等をいう。
②実務研修 実地において行う研修とされており、生産現場で実際に生産に従事しながら、あるいは実際に販売や役務の提供の業務に携わりながら技術、技能、知識を習得する研修をいう。
③技能実習 研修成果が一定水準以上に達し、在留状況が良好と認められるなど、研修成果・在留状

況等の評価を受けて研修終了後に在留資格を「研修」から「特定活動」への変更許可を受け、研修を受けた同一企業において雇用関係の下で、研修で修得した技能の習熟度を高めるためにさらに実習するもの。

技能実習は雇用関係の下で行われるもので、適正な雇用契約の締結や文書による労働条件の明示が必要で、当然、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働法令が適用される。

組合法の運用強化

このたび、中小企業庁経営支援課長より、全国中央会を經由して「外国人研修生受入事業に係る中小企業等協同組合法の運用強化について」の趣旨に添った指導の要請及び周知の依頼があった。

この要請は、団体管理型の受入機関による外国人研修・技能実習制度の適正な実施のため、法務省と中小企業庁が連携して中小企業

等協同組合法の運用強化等の取組みを行うこととして、組合等受入機関の各所管行政庁に実施の協力要請を行なったもの。

★中小企業庁長官発所管行政庁宛「外国人研修生受入事業に係る中小企業等協同組合法の運用強化について」

外国人研修・技能実習制度につきましては、近年、中小企業協同組合等を一次受入機関とする団体管理型の研修生受入事業において多数の不適正な事例が発生していることにかんがみ、出入国管理及び難民認定法の所管省庁である法務省と中小企業等協同組合法等の所管省庁である中小企業庁とは連携して、団体管理型の受入機関による外国人研修・技能実習制度の適正な実施のため、中小企業等協同組合法等の運用強化等以下の取組を行うこととしたところであり

ます。
中小企業協同組合等の所管行政庁におかれましては、「外国人研修生受入事業に係る事務取扱要領」にご留意の上、団体管理型の受入機関による外国人研修・技能実習制度の適正な実施にご協力をお願い

いたします。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添えます。

★組合法の運用強化

(1) 指針に定める事項等の指導

① 組合設立後、少なくとも1年間は外国人研修生受入事業以外の本体事業を実施してから外国人研修生受入事業を行うこと② 外国人研修生受入事業規約を定めること③ 定款に外国人研修生受入事業を行うことを明記すること④ 法務省入国管理局が定める「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に定められている組合の管理責任に係る事項を遵守すること⑤ 所管行政庁は、指導を行なったにもかかわらず、組合が組合法に基づく所要の申請を行なう場合は、所管行政庁の所在地を管轄する入国管理局に対し、情報提供を行なう。

(2) 法令違反に関する情報共有

① 入国管理局は、入管法に基づく調査等により組合法違反の疑いがある場合や不正行為認定された組合について、認可行政庁に通報する② 認可行政庁は、情報に基づ

き調査等を行い、必要に応じて組合法に基づく報告徴収、業務改善命令等の措置を行なう。また、報告徴収等により、不正行為の疑いが発見された場合には、入国管理局に対し情報提供を行なう。

★「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」

(1) 受入れに際し、一般に留意しなければならぬ事項

▼制度本来の趣旨を理解すること

研修生や技能実習生を受け入れようとする企業等は、何よりもこの制度の趣旨が、技術等の移転を通じた国際貢献にあることを理解しなければならぬ

▼不適切な方法による研修生・技能実習生の管理の禁止

旅券や外国人登録証明書を預かったり、宿舍からの外出を禁止したりするような不適正な方法により研修生・技能実習生を管理してはならない

▼研修手当、賃金の支払

研修手当や賃金を確実に支払うこと。また、研修手当や賃金が振り込まれる口座の通帳は、本人から要望があったとしても預るべき

ではない

(2) 商工会や事業協同組合などの第一次受入機関が、特に留意すべき事項

▼研修実施体制の確保

第一次受入機関は、研修に対する監理を十分に行い、監査・報告を的確に行うことができる体制と規模を組織として備えていなければならない

▼受入機関以外の機関が介在し、実質的に研修の監理を行うことの禁止

商工会・中小企業団体等の機関が名目のみ研修の受入機関となり、実質的には他の機関が研修を「監理」することは、研修告示の要件を満たさない

▼監査の実効性の向上

第一次受入機関が行う監査の際には、研修生から直接話を聞いたり、その場で研修日誌を確認するなど監査の実効性を高めること

▼管理費を適正に取り扱うこと

第一次受入機関が第二次受入機関から徴収する管理費は、実際の負担額を勘案し適正な額でなければならないこと。また、送し機関に対する管理費を研修生から徴収することはあってはならない

「マルマル」の目

食品産地偽装について

梅雨があげ猛暑が続いている。昔から日本では土用の丑の日にウナギを食べる習慣がある。暑いときに食べる精がつくと、生活の知恵として定着していったのだろう。

そのウナギを中心とする食の話題が世の中を駆け巡っている。

産地偽装を中心とする「食品偽装」事件の続発である。

今年に入ってからの問題の発生状況とその背景について考えてみる。

1. 偽装発生状況

①ワカメ偽装

1月、韓国・中国産ワカメを徳島県の業者が「鳴門産」と偽装して販売、社長等が「不正競争防止法」で書類送検された。

②ウナギ偽装

2月、台湾・中国産ウナギを静岡の食品商社「東海澱粉」が国内産と偽装し、元社員が「不正競争防止法」で逮捕された。

③ズワイガニ偽装

6月、大阪の「住金物産」、鳥取県の「友田セーリング」がロシア産ズワイガニを国内産と偽装して販売した。

④「飛驒牛」ブランド偽装

6月、岐阜県の食肉卸小売会社「丸明」が他県産や等級の低い牛肉を岐阜のブランド和牛「飛驒牛」と偽装して販売、更に牛肉の加工日を偽り、消費期限を先延ばしした。

⑤ウナギ偽装

6月、愛知県一色町にある一色うなぎ漁業協同組合が、台湾産ウナギを「国産または一色産」として販売、愛知県は17日、日本農林規格（JAS）法に基づき、同漁協に改善を指導した。

⑥ウナギ偽装

6月、大阪の水産会社「魚秀」、大手水産会社「マルハニチロホールディングス」の子会社、神戸の「新港魚類」が、中国産ウナギを

「愛知県三河一色産」と偽装ブランド表示し販売、日本農林規格（JAS）法に基づく改善指示、詐欺や不正競争防止法違反（虚偽表示）に当たる疑いの強制捜査を受けた。

更に製品から使用禁止の抗菌剤及びその代謝物が検出された。

⑦ウナギ偽装

7月、茨城県の「サンシロフーズ」が中国産ウナギを高知県の「四万十川産」と偽装しネット販売。茨城県は日本農林規格（JAS）法、景品表示法違反で行政指導した。

⑧鶏肉偽装

7月、東京都江戸川区の食肉販売会社「山形屋」がブラジル産鶏肉を国内「岩手県産」と偽装、学校給食用に販売し、「不正競争防止法」で書類送検された。

以上、産地をはじめとする偽装事件がこんなに発生するのか、特に

ウナギに関して多いのは、甚だ疑問である。

2. ウナギ偽装事件詳細

①一色漁協によるウナギ産地偽装事件

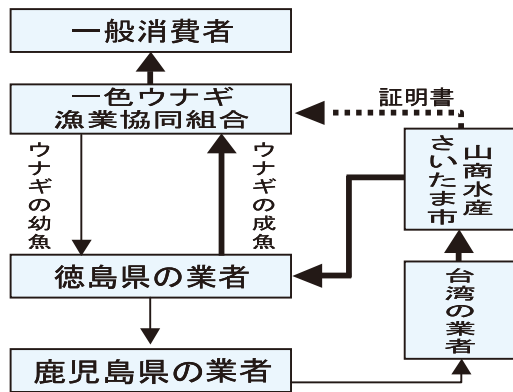
養殖ウナギの生産量日本一の愛知県一色町にある一色うなぎ漁業協同組合が、台湾から輸入されたウナギを「国産または一色産」として販売した。

現行のJAS法では、ウナギは養殖期間のより長い養殖地を産地とすることが認められている。

日本のウナギ業界の一部では、成魚になる前の幼魚を台湾へ輸出して台湾で養殖し、日本での養殖期間の方が台湾より長いうちに逆輸入して、「国産」として販売する「里帰りウナギ」の手法が広まっている。

同漁協は、育ちの悪かった、成魚になる前の幼魚を、徳島県のウナギ卸業者に販売し、鹿児島

図1 一色漁協ウナギ偽装

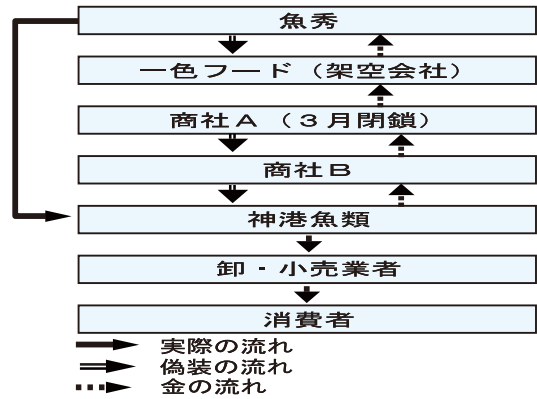


②「魚秀」「新港魚類」による産地等偽装事件
農水省が「極めて悪質」と指摘し、日本農林規格（JAS）

県のウナギ輸出業者を介して台湾の養殖業者に渡した。
だが、農水省などの追跡調査によると、一色産の幼魚が台湾で養殖されたことは確認されなかった。
さらに、台湾から輸入されたウナギについての書類を調べたところ、台湾からさいたま市の輸入業者「山商水産」を通じて同漁協に逆輸入されていた。ほとんどが台湾産だったとみられる。

法に基づく改善を指示し、更に兵庫、徳島両県警は、利益目的の悪質な偽装表示と断定、詐欺や不正競争防止法違反（虚偽表示）に当たる疑いで強制捜査を行った、中国産冷凍ウナギかば焼きの産地偽装事件。
徳島市に実質的拠点を持つウナギ輸入販売会社「魚秀」は、実在しない住所を所在地とする架空会社「一色フード」のラベルを張り、「愛知県三河一色産」と偽装した中国産を、神戸市の水産物卸売会社「神港魚類」に売却し、「神港魚類」と一部を買戻した「魚秀」が販売した。
「魚秀」と「神港魚類」との間の不透明な金の流れ、実体のない架空会社の存在、実際にウナギを扱わず虚偽伝票を発行した2社の商社の存在、複雑な人物関係や巨額の報酬受け渡し等々。
これまで農水省や捜査本部の調べなどを通じて、過去に例のない極めて巧妙な手口が浮かび上がった。
ウナギ業界を揺るがしたばかりでなく、消費者の「食」に対する信頼を大きく傷つけた事件となった。

図2 魚秀・神港ウナギ偽装



3. ウナギの輸入・生産地
実際に国内で流通している鰻はほとんどが中国、台湾産であり、輸入品である。
平成19年の実績では中国産がもっとも多く、8割近くが非国産である。（表1）
国産の鰻は流通量のうちの約2割しかない。ましてや、国産天然ウナギは0.3%に過ぎない。
最大の輸入国は中国で全消費量の62%を占め、次いで台湾の16%、国産は天然を含め22%である。
最近ではスーパーマーケットでも量販店でも、魚売り場のウナギ

表1 ウナギの生産地

生産地	外 国 入	国 産						天然	合計	
		中国	台湾	鹿児島	愛知	宮崎	静岡			その他
トン		63,884	16,469	7,450	7,014	3,725	1,704	2,750	288	103,284
生産量	%	61.9	15.9	7.2	6.8	3.6	1.6	2.7	0.3	100.0
		77.8		22.2						

資料：財務省貿易統計、農林水産統計

売り場には「国産」の表示が圧倒的に多くなった。そういう状況の中で産地偽装が次々と表面化された。本当に信用してよいのだろうか。

加工品にもJAS法改正により、原産地表示が義務化され、ウナギについても国産、中国産などの表示が義務化された。従来「中国産」「台湾産」に拘らなかつた消費者が、国産のウナギを、意識的に買うようになり、この需要にともなう、産地偽装は始まったと言われている。
（中小企業診断士 布施光義）

平成20年度 官公需の契約方針と上期の発注情報

政府は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第2項に基づき、平成20年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を閣議決定し、関係方面に配慮方要請した。その概要は次のとおり。

政府は、官公需についての中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成20年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

（1）情報提供の促進
（2）中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大
（3）官公需適格組合等の活用
（4）指名競争契約等における受注機会の増大

国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。

その運用に際しては、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しよ

うとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。
（9）価格と品質が総合的に優れた調達の推進
（10）地方支分部局等における地元中

小企業者等の活用

- (11) 中小建設業者に対する配慮
- (12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大
- (13) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置
- (14) 調達手続に関する簡素・合理化
- (15) 中小企業者の自主的努力の助長

中小企業者向け契約目標

国等は、上記「中小企業者の受注機械の増大のための措置」を講ずること等により、平成20年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆2132億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約2兆6149億円、公庫等については約1兆5983億円とする。

官公需に係る施策の推進

(1) 国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大

を図るよう努めるものとする。

- (2) 各省各庁等は、上記の各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺漏のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各省各庁等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報の提供を行うものとする。
- (3) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

官公需適格組合受注促進協議会

本会では、官公需適格組合やこれから適格組合の証明を取得しようとする組合が、受注体制を整備して、受注能力の向上や情報交換などを通じて、中小企業者の官公需に関する諸問題を解決しようとするために、千葉県官公需適格組合受注促進協議会（会長 鹿野新

策 施

一郎浦安建設(協) 理事長)が設置されており、会員は次のとおり。

【適格組合】

- ▼千葉県石油(協) ▼浦安建設(協)
- ▼千葉市中央塗装(協) ▼成田市電設事業(協) ▼松戸ビル管理業(協) ▼千葉市書店(協) ▼富津転業土木造園(協) ▼浦安市書店(協)
- ▼千葉市台帳測量(協) ▼千葉県消防設備(協) ▼千葉県北総生コンクリート(協) ▼千葉県測量設計事業(協) ▼千葉県西部電気工事工業(協) ▼千葉県害虫防除(協)
- ▼(協) シー・ソフトウェア ▼袖ヶ浦市測量設計業(協) ▼千葉県ビルメンテナンス(協) ▼千葉県水道管工事(協) ▼市原市一般廃棄物処理業(協) ▼千葉県水道管整備工事事業(協) ▼柏市廃棄物処理業(協) ▼(協) 銚子車検センター ▼柏市再生資源事業(協)
- ▼市川市書店(協) ▼千葉県建設防水工事業(協)
- 【一般組合】
- ▼千葉印刷団地(協) ▼東金山武家具商業(協) ▼千葉化学工業薬品(協)

◎詳細は

連携支援部商業支援グループ

TEL 043-242-3277

官公需発注情報＜平成20年度上半期＞

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。紙面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。なお、工事の金額につきましては公表はしておりません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額(千円)
国等	海上自衛隊航空補給処	契約課 0438-23-2361 (代表)	機械設備工事	-
	千葉大学	財務部契約課 043-290-2223	医薬品	-
市町村等	千葉県警察本部	総務部会計課 043-227-9131	複写機賃貸借(警察署用) 刑事警察用ファックス賃貸借 電話非常通報装置賃貸借	-
	銚子市	総務企画部総務課 0479-24-8181 (代表)	普通河川清水川護岸新設工事 銚子市公共下水道事業 東部第四処理分区(第3工区) 路面復旧工事	-
	千葉市	契約課 043-245-5088	千葉市新港清掃工場スラッグストックヤード新築工事 西千葉駅稲荷町線(弥生地区) 舗装改良工事(20-1工区) 検見川・稲毛2号公園(仮称)整備工事	-
	船橋市	契約課 047-436-2111 (代表)	(仮称) 船橋市営三山団地A棟新築工事 船橋市立船橋特別支援学校小学部施設改修工事	-
	我孫子市	管財課 04-7185-1111 (代表)	市営住宅日秀団地給水ポンプ改修工事 宮ノ森公園トイレバリアフリー化工事 利根川ゆうゆう公園サイン設置工事 次世代法に基づく行動計画の検証及びニーズ調査委託	-
	柏市	契約課 04-7167-1111 (代表)	大島田先道路拡幅工事 柏ビレジ排水ポンプ場修繕 高柳分署庁舎整備工事	-
	東金市	財政課 0475-50-1111 (代表)	福岡地区汚水処理施設建設工事(外構工事)	-
	大網白里町	財政課 0475-70-0312	交通安全施設整備工事 圏央道関連ガス管仮設工事	-

組合の文書（保存と廃棄）

組合の事務は、総会や理事会などの組合の意思決定にかかわる段階から、それに基づく事業の実施や会計処理の段階まで、組合活動のさまざまな階層において存在し、それらは相互に関連をもち、全体としてひとつのシステムを形成して組合の組織運営や業務を統制している。事務がいかにか円滑かつ正確に行なわれるかによって、組合の活動は大きな影響を受ける。

組合事務を大別すると、業務、総務、経理に関するものに大別され多様な内容をもっているが、それらは総て、原則として文書によって遂行されるので、文書の取り扱いには極めて重要である。以下総務に関する文書について述べる。

文書処理の手続き

文書は次の手続きによって処理されるのが普通である。①文書の接受②文書の処理（起案、決裁を含む）③文書の浄書、校合、発送④文書の保存、廃棄である。

文書の接受とは、外部文書、内

部文書を問わず文書係がこれを受け取る。文書処理は、外部からの文書で回答を要するものについては、問題に応じて担当者による回答の作成（起案）がなされる。内部文書については発案者が案文を作成（起案）する。起案した文書は稟議に付されたのち、役員の承認（決裁）が与えられる。文書の決裁権は、その重要度に応じて下位の者に委譲されることが多い。

決裁を受けた文書は、とくに理事会などに付議を要しないものについては、ここで確定する。案文が確定して発送する場合には、案文を清書することを浄書、案文と照らし合わせて浄書された文書に誤りがないか確認することを校合という。校合ののち、発送されると文書は完結する。

起案あるいは発送された文書の控えは必ず組合に残しておく必要がある、完結した文書はファイリングされ保存される。しかし、文書には、一定の期間を過ぎると事務的には全く利用価値を失うもの

がある。保存された文書は整理され、不要な文書は廃棄される。

ファイリング

処理の終わった文書は、起案者に返還し保管する。この場合は文書のファイリング・保存を主務部課で行なうことになる。

文書には総務、業務、経理関係とさまざまなものがあり、これらはさらに細かく分類することができ、例えば総務に関する文書には、定款や諸規定などの組合運営の基本的事項についての文書、許可や届出にかかわる文書、組合員の加入・脱退にかかわる文書、その他一般庶務にかかわる文書などがある。ファイリングにあたっては、文書の内容を細分化し、必要となるときに、必要な文書が取り出せるようにしておくことが必要であるが、いくらでも細分化すればよいというわけではなく、組合の事業規模、文書の量などに応じて、最も使いやすいように工夫しなければならぬ。

保存・廃棄

ファイルされた文書は、当該事業年度中は担当部署において保管

される。そして、事業年度終了とともにさらに安全に保管される。しかし、ファイルには過去に遡って常に参照するものと、事業年度が終了するとほとんど参照しないものがある。当該事業年度かぎりで将来参照する必要のないものは年度ごとに区分して保存し、参照する頻度の高いものは事業年度にとらわれることなく2年、3年など必要に応じて年度をこえてファイルし、一定の分量になったところで保存するなどの工夫が必要である。

文書には、その種類によって、事業年度の終了とともに不要となるもの、一定の期間保存が必要となるもの、組合が存続するかぎり永久保存する必要があるものがある。総務文書の保存期間は、労務関係を除いて、概ね12ページの「事務文書の保存期間の目安」を参考にしていたきたい。

文書保存にあたって注意すべき点は、保存状態をよく保つとともに、索引やラベルを付して必要な書類が直ちに取り出せるように整理しておくことが必要である。

保存期間の経過した文書は廃棄処分にするとともに、廃棄の際に

は、企業秘密に関するものや個人情報に関するもの等文書の内容によつてはシレッダーにかけるなどの措置を行なうことが望ましい。

備え置き・閲覧等

これらの他に、組合法により作成を義務付けられ、事務所に備え置き、組合員や組合の債権者の請求があれば閲覧等に供さなければならぬものがある。その主なものは次のとおり。以下、これらのものが書面をもつて作成されている場合を述べる。

▼組合員名簿（*組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。）

*このことを、組合法の条文に沿つてみると、次のようになる。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第10条の2 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

①氏名又は名称及び住所又は居所

②加入の年月日

③出資口数及び金額並びにその払込年月日

2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

① 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求（以下省略）

このように、組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置き、組合員及び組合の債権者が閲覧・謄写の請求をした場合には正当な理由がないのにこれを拒むことはできない。以下の定款、規約、理事会の議事録、総会の議事録、決算関係書類等について組合法では概ねおなじ取り扱いになっている。

なお、組合が個人情報保護の理由として閲覧・謄写を拒否することは正当な理由には該当しないものと考えられている。

▼定款（①事業②名称③地区④事務所の所在地⑤組合員たる資格に関する規定⑥組合員の加入及び脱

退に関する規定⑦出資一口の金額及びその払込みの方法⑧経費の分担に関する規定⑨剰余金の処分及び損失の処理に関する規定⑩準備金の額及びその積立の方法⑪役員の数及び選挙又は選任に関する規定⑫事業年度⑬公告の方法

▼規約（組合は、定款及び規約を各事務所に備え置かなければならない。）

▼理事会の議事録（組合は理事会の日から10年間、理事会の議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。）

▼総会の議事録（組合は、総会の日から10年間、総会議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。）

▼会計帳簿等（組合は正確な会計帳簿を作成しなければならない。）

（組合は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。）

*組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

分の3以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、当該書面の閲覧又は謄写の請求ができるとしている。この場合、組合は正当な理由がないのに拒んではならない。

▼決算関係書類等（①財産目録②貸借対照表③損益計算書④剰余金処分案又は損失処理案⑤事業報告書）（組合は各事業年度における決算関係書類及び事業報告書を作成しなければならない。）（組合は決算関係書類を作成した時から10年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。）（組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。）

*決算関係書類及び事業報告書の謄本又は抄本の交付請求者は、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

◎詳細については
指導相談室
Tel 043-242-3277

松戸支所
Tel 047-368-3992

事務文書の保存期間の目安

分類		保存文書	保存期間	摘要
一般関係	a 会議	1. 総会議事録	10年	組合法等
		2. 委員会議事録	5年	
		3. その他会議に関する書類	3年	
	b 外部関係	1. 外部諸団体に関する加入書類	永久	
		2. 外部諸団体との連絡等に関する書類	3年	
		3. その他外部諸団体に関する書類	3年	
	c 儀式典礼	1. 儀式典礼に関する重要書類	永久	
		2. 慶弔に関する書類	1年	
	d 通信	1. 郵便物の発・受信及び郵送料金に関する書類	3年	金券等含む
		2. 受信簿	3年	
		3. 受信に関する書類	1年	
	e その他	1. 組合の発行文書（組合案内、記念誌、広報誌等）	永久	
		2. 業務日誌	5年	
		3. 寄附金、賛助金、贈与に関する書類	3年	
		4. 決裁等その他雑文	1年	
役員	役員	1. 役員名簿	永久	組合法等
		2. 理事会議事録	10年	
		3. 役員選挙及び関係書類	5年	
定款等	a 法令	1. 関係法令に関する書類	永久	
		2. 訴訟、訴願に関する書類	永久	
	b 定款	1. 定款の制定及び改廃に関する書類	永久	
c 規約、規定	1. 規約、規定集類	永久		
	2. 規約、規定の設定及び改廃に関する書類	永久		
行政関係	行政関係	1. 許認可、出願及び届出に関する書類	永久	
		2. 指令及び諸令達書	永久	
		3. 登記関係書類	永久	
		4. 行政庁、系統機関等連絡交渉に関する書類	3年	
契約	契約	1. 重要な契約、協定、覚書等	永久	
		2. 軽易な契約、協定、覚書等	3年	
統計	統計・調査	1. 統計表、調査結果	永久	
		2. 統計及び調査に関する個票等その他書類	3年	
組織	a 組織	1. 機構等に関する書類	永久	授賞等含む
		2. 組合暦に関する書類	永久	
b 印章	1. 代表者印、組合印、並びにその改廃書類	永久		
	2. 押印簿	3年		
会員	a 出資	1. 組合同員名簿、持分に関する書類	永久	
	b 組合同員	2. 加入脱退に関する書類	永久	
人事	人事	1. 職員名簿	永久	労基法
		2. 職員の異動に関する書類	永久	
		3. 職員の採用、退職、待命等に関する書類	永久	
		4. 職員の身分及び賞罰に関する書類	永久	
		5. 職員の出勤、出張、休暇等に関する書類	3年	
		6. 賃金台帳及び労働者名簿	3年	
		7. 昇給等に関する書類	10年	
		8. 給料、手当、賞与等に関する書類	10年	
		9. 退職金、慰労金等に関する書類	10年	
		10. その他人事関係書類	5年	

注：労務、保険・年金、会計・税務等根拠法のあるものはそれに従う。

■ ご案内

中央会は県内唯一の連携組織支援専門機関です

■ 組合や中小企業経営のことなら何でもご相談ください

中小企業団体中央会は47都道府県団体中央会と、その上部団体としての全国中小企業団体中央会とがあり、主に①組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、②組合等の監査、③組合等に関する調査及び研究、④その他組合等及び中小企業の健全な発達を図るための事業等を行っている中小企業連携組織を専門に指導・支援する団体です。

■ 中央会の主な事業

□ 設立指導

事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、事業協同組合連合会、商店街振興組合連合会といった各種中小企業組合の他、LLPや中間法人をはじめとする連携組織の設立に関する事務手続き等について指導・支援しております。

□ 運営指導

組合等の管理、運営、会計・税務、金融、労働、環境、情報等の問題について指導と相談に応じています。また、組合に限らず会員企業の経営上のご相談にも対応しております。

□ 教育・情報事業

中小企業問題や経済情勢などについての講習会、研究会等を随時開催しています。また、労働事情実態調査や景況調査等の各種調査を行なっております。さらにHPや機関誌「中小企業ちば」によって、連携組織の皆様にお役にたつ情報をタイムリーに提供しております。

□ 共済事業

千葉県中小企業団体中央会では、①中小企業基盤整備機構（中小企業倒産防止共済制度、小規模企業共済制度）、②全国中小企業団体中央会（中小企業PL保険、個人情報漏えい賠償責任保険）の共済制度を扱っております。

また、③三井生命保険(株)（特定退職金共済制度、個人年金、総合保障プラン、オーナーズプラン）、④三井住友海上火災保険(株)（団体傷害保険、団体自動車保険、労災保険制度、休業補償保険制度）と提携して各種の保険を取り扱っております。

□ 建議・陳情

中小企業者や組合等の自助努力だけでは解決困難な課題については、国や県の施策に反映させるために関係先へ建議及び陳情を行なって要望の実現にむけた活動を展開しております。

■ 千葉県中小企業団体中央会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-2 TEL. 043-242-3277 / FAX. 043-247-8410

■ 松戸支所

〒271-0092 松戸市松戸2060 TEL. 047-368-3992 / FAX. 047-365-9906

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

7月

サブプライム危機から1年、このほど内閣府から発表された景気動向指数による景気判断は、景気が踊り場から下振れしたとの表現に下方修正された。メディアによると、2002年から続いていた戦後最長の景気回復は、昨年から今年初めにかけて既に終焉したというのが大方の見方だ。

【パン製造】**【県内全域】**

燃料費の高騰により、物流経費の負担増が継続している。

【味噌製造】**【県内全域】**

売上げの減少にも関わらず、在庫が減少しているのは、仕込み量が減少した事によるものです。

【麺類製造】**【県内全域】**

安価なNBやPB商品がスーパーで販売されているのは、我々中小企業者は価格改定に動きにくいところだが、ようやく大手製麺業者も改定発表があり、9月をめどに動き始める模様。

【製材】**【県内全域】**

構造材の稼働が悪く、羽柄材が小口ながら動きがある。

【製材】**【木更津】**

南洋材は毎月1船以上の入港が見込めるが、ロシア材は来年1月から輸出関税が80%の上昇が予定されており、輸出の見込みが危惧される。

【印刷】**【県内全域】**

7月中にすべての印刷用紙の値上げが行われた。民需は原油等資源価格高騰による需要減少を受け、官公需は予算縮小の影響を受け、なかなか状況が向上かないようだ。零細業者の廃業（予定）の話は紙商さんから聞く。

【生コン製造】**【県内全域】**

前月比71・5%と悪化が進んでいる。回復の兆しが見えず、予想を大きく上回る落ち込みである。ゼネコン・販売店等の倒産が懸念され、その影響が出てくるのが恐ろしい。

【電気鍍金】**【県内全域】**

資材高騰・原油関連の高騰で受注量は大巾に悪化してきている。これから夏季休暇に入るの、8〜9月の受注量は相当減少するものと思われる。

【鉄工】**【千葉】**

原材料の高騰を受け、収益悪化が避けられない中で、景況悪化が

続いている。

【機械部品製造】**【野田】**

材料等値上がりにより価格転嫁が追いつかず、収益状況は依然厳しい状況である。現在の状況が続けば、縮小・廃業する事業者が出てくるであろう。

【石油製品製造】**【富津市他】**

バイオエネルギーが食糧危機を招き、食品を値上げさせているという風評があり、スポンサーが離れ始めている。ガソリンの高騰も追い風にはならない。

【採石】**【県内全域】**

昨年5月から開始された東京国際空港拡張事業に伴い一部地域については、明るい兆しが見えているが、原油価格の高騰により、山砂運搬企業（タンプカー・船舶）は大きな打撃を受けている。

【土砂採取】**【県内全域】**

羽田再拡張D滑走路建設事業に対するズリの需要が増加し、採石業界（運送部門を含む）の景気は上向いている。

【食肉卸売】**【千葉市他】**

飼料高で酪農を廃業する人が増加している。

【建築材料卸売】**【県内全域】**

デイベロップパーや中堅建設会社の

再生法申請が相次いでいる。マンシヨンの販売不振が資金面で顕在化してきた。

【小売】**【大網白里町】**

7月にスーパーセンターベイシアが128号線沿にオープンし、この影響は多大。近隣の食品スーパー売上げ激減。小売価格の上昇が顧客の購買意欲を削いでいる。販売商品の回転率が落ちているのか、業種を問わず、フェイス・取り揃え量が激減している。

【小売】**【東金】**

ガソリン、原材料の値上げ等の影響で軒並み商品価格が値上げになり、消費意欲の減退と買上げ数量の減少もあり、売上減が止まらない。さらに、バーゲンも始動が早かった事もあり後半は厳しい状況になってしまった。

組合としては、空き店舗対策・組合員の資金繰りが課題にあがっている。

【小売】**【野田】**

鰻の偽装問題があり、売上低迷の危機感があったが、国産品、産地表示を打ち出した結果、丑の日の売上は120%増だった。

【小売・サービス】**【習志野】**

業種・業態が大きく変化している

るので、変化に対応できない事業所は転落していきます。組合員の街づくりへの意欲・情熱等が激減していると感ずる。

【建設揚重】**【県内全域】**

稼働率は地域により温度差が出ている。燃料費の高騰と建設関係の不振の影響から、一部地区は最低の状態である。

【自動車一般整備】**【県内全域】**

ガソリン価格の値上げにより、車輛の在庫が激減した。景況は大変厳しい。組合員の中で、廃業・転業による脱退がある。

【遊覧船】**【鴨川】**

ガソリン価格のせい、乗用車の入り込みが悪い。ただし、天候に恵まれた為、前年比及び前月比で、業績があがっている。

【一般廃棄物処理】**【千葉】**

若干低迷していた状況も一転し、7月は依頼件数が増加し、収益も好転したように思います。

【学習塾】**【県内全域】**

夏期講習に入ったが、生徒の動きは例年通りと思われる。

【ソフトウェア】**【県内全域】**

案件情報が減少してきている。

中小企業団体全国大会（宮城大会）参加者募集

大会は、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、中小企業者の総意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の整備拡充を訴え、組合組織を基盤とした中小企業の安定的発展と豊かな社会の実現を期するものであります。

大会をより意義のあるものにし、また、来年度は千葉県での開催が予定されておりますので、次期開催県として、より多くの皆様方のご参加をお願いいたします。

- I. 大会概要 (1) 日時 平成20年11月20日(木) 午後1時30分～午後4時
(2) 場所 仙台サンプラザホール(宮城県仙台市宮城野区榴岡5-11-1)
- II. 日 程 11月19日(水)～21日(金)(2泊3日)
- III. 参加費 1人当たりの参加費
A: 93,000円(2泊3日:全行程 *大会参加費、交通費、宿泊費、懇親会費、観光費用等を含みます。)
B: 57,000円(11/19～20の1泊2日:東京駅から大会まで、帰りは自費。)
C: 61,000円(11/20～21の1泊2日:大会から東京駅まで、行きは自費。)
D: 4,000円(*大会参加のみ)
- IV. 申し込み 本会総務部 Tel.043-242-3277

休眠組合の解散整理 決算関係書類の提出を

本誌6月号で既報のとおり、組合が正当な理由がないのに、成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止しているときは、行政庁は業務改善命令を経ないで、直ちに解散命令が出せることになっております。

この運用の具体的な判断は、「基準日(今回は平成20年10月1日の予定)から遡って3年間、所管行政庁に対する届出・許認可の申請等が一度もなされていない組合に対して、中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令を発動するものです。

この命令があった場合には、組合は直ちに解散し、解散の登記も行政庁の嘱託によって職権抹消されます。

今年3年に一度の休眠組合の整理を行なう年です。決算関係書類の提出を怠っていると、行政庁は活動実態のない休眠組合とみなし、解散命令を発する場合がありますので、組合事務局におかれましては遺漏なきよう、必ず提出く

ださるようお願いいたします。

◎詳細については

指導相談室

Tel 043 242 3277

松戸支所

Tel 047 3608 3902

**若者の応募機会の確保が
事業主の努力義務になりました**

雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から、事業主は

①若者の有する能力を正當に評価するための募集及び採用方法の改善

②その他の雇用管理の改善
③実践的な職業能力の開発及び向上

を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならぬこととなりました。

この努力義務について、事業主の皆様が適切に対処するための指針を厚生労働大臣が定めておりますので、この指針に沿って、若者の募集機会の拡大等にご協力ください。

◎詳細については

千葉労働局

Tel 043 221 4311